

青森県報

第八百三号

令和六年
八月二十一日
(水曜日)

目次

公 告

○農用地利用集積等促進計画の認可……………(構造政策課) ……一

出先機関

○凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札……………(下北地域) ……二

選挙管理委員会

- 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……四
- 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……四
- 政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……五
- 政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表……………(同) ……五
- 政治資金規正法による資金管理団体がなくなった旨の届出……………(同) ……六

公 告

農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和六年八月二十一日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。

令和六年八月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける土地
株式会社ブルーファーム	青森市	青森市大字大別内字西田一五五の一
株式会社ブルーファーム	青森市	青森市大字大別内字萩原八〇
株式会社ブルーファーム	青森市	青森市大字大別内字西田一五〇の一ほか二筆
林 久利	青森市	青森市浪岡大字下十川字扇田二〇〇
株式会社ブルーファーム	青森市	青森市大字岡町字宮本一九ほか一筆
株式会社ブルーファーム	青森市	青森市大字西田沢字沖津五三一ほか一筆
株式会社ブルーファーム	青森市	青森市大字西田沢字沖津五四二ほか三筆
株式会社ブルーファーム	青森市	青森市大字奥内字平塚五二五の一ほか三筆
株式会社ブルーファーム	青森市	青森市大字西田沢字沖津二六八の一
株式会社ブルーファーム	青森市	青森市大字岡町字宮本一八の三ほか二筆
株式会社ブルーファーム	青森市	青森市大字大別内字萩原三の一
株式会社ブルーファーム	青森市	青森市大字小館字末吉二一ほか四筆
猪股 光広	黒石市	黒石市馬場尻下四〇
合同会社戸澤農場	弘前市	南津軽郡藤崎町大字若松字森越六の一

合同会社戸澤農場	弘前市	南津軽郡藤崎町大字若松字森越六の四 ほか二筆
合同会社戸澤農場	弘前市	南津軽郡藤崎町大字若松字安田七三ほか一筆
太田 翔	黒石市	南津軽郡藤崎町大字福館字西田三六三の一ほか二筆
合同会社みさきファーム	南津軽郡田舎館村	南津軽郡田舎館村大字豊蒔字川崎一〇 ほか一筆
合同会社みさきファーム	南津軽郡田舎館村	南津軽郡田舎館村大字豊蒔字川崎一七
合同会社みさきファーム	南津軽郡田舎館村	南津軽郡田舎館村大字豊蒔字川崎二二
太田 翔	黒石市	南津軽郡田舎館村大字東光寺字村井三〇の一ほか三筆
太田 翔	黒石市	南津軽郡田舎館村大字東光寺字村井三二の二
太田 翔	黒石市	南津軽郡田舎館村大字堂野前字村元三三の二ほか一筆
関口 巖	十和田市	十和田市大字切田字上後平三五一ほか一筆

出 先 機 関

凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和六年八月二十一日

下北地域県民局長 小 坂 秀 滋

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する品質及び規格等は、入札説明書

による。

凍結防止剤 八百十トン程度

二 納入期間

令和六年十一月一日から令和七年三月三十一日まで

三 納入場所

下北地域県民局地域整備部が指定する場所

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号（物品等の競争入札参加資格）の一、又は令和六年二月十三日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により、入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百二十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 入札説明書に基づき、購入物品を十分に供給できる体制が整備されていることを証明できること。

6 購入物品の品質及び規格等が、入札説明書に基づき、各品質及び規格等と合致する製品であることを、証明又は確認できること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の期限及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、申請書により、審査を受けなければならない。

2 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に関係書類を添えて、令和六年九月十一日までに下北地域県民局長（地域整備部）に提出しなければならない。また、申請書等の内容について説明又は変更等を求められた場合には、これに

しなければならぬ。

(二) (一)の審査結果については、当該申請者に対して書面により別途通知する。

(三) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

3 提出場所

むつ市中央一丁目一の八

下北地域県民局地域整備部建設管理課

電話 〇一七五―二二―二二三一

4 提出部数 各一部(当該申請書等については、入札説明書による。)

六 入札手続き等

1 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

むつ市中央一丁目一の八

下北地域県民局地域整備部建設管理課

電話 〇一七五―二二―二二三一

2 入札の日時及び場所

(一) 日時

令和六年十月九日 午後二時

(二) 場所

むつ市中央一丁目一の八

むつ合同庁舎新館二階 中会議室

(三) 郵便によって入札を行うことができるものとする。(入札書の提出先、到着期限、提出方法の詳細については入札説明書による。)

七 入札執行回数

原則として二回を限度とする。

八 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

九 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四

に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書(ただし、第四条第八項及び第六条(B)を除く。)を遵守するほか、入札説明書による。

十二 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、申請書等に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

入札書記載金額は、二十五キログラム入り一袋当たりの価格とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Solid de-icing agents(Sodium Chloride)

Expected quantity of 32, 400 bag

(25 kg per bag)

2 Delivery Period:

From November 1, 2024 to March 31, 2025

3 Time limit for tender:

2:00 P.M. October 9, 2024

4 Contact Point for the notice:

Shimokita Regional Administration
 Bureau
 Public Works Department
 Construction Oversight Division
 1-1-8 Chuoh
 Mutsumi City, Aomori 035-0073
 JAPAN
 TEL 0175-22-1231

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

令和六年八月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
ひがなつみ青森県後援会 (福士 賢治)	福士 賢治	小林 克徳	青森市青柳一丁目三の一一	令和六・七・二
北奥羽政経研究会 (松森 俊逸)	松森 俊逸	濱名 康治	五所川原市布屋町四一の二〇	六・七・九

沼沢修二と三戸町を前進させる会 (石亀 健)	石亀 健	足澤 勝則	三戸郡三戸町大字川守田字冷水一二の一二	六・七・二
---------------------------	------	-------	---------------------	-------

青森県選挙管理委員会告示第五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

令和六年八月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党青森県支部連合会 (津島 淳)	主たる事務所の所在地	青森市安方一丁目一〇の一六	青森市本町一丁目二の二〇	令和六・七・二〇
自由民主党青森県宅建支部 (齋藤 弘臣)	代表者	齋藤 弘臣	藤林 吉明	六・五・二四
自由民主党青森県看護連盟支部 (大鰐 恭子)	主たる事務所の所在地	青森市安方一丁目一〇の一六	青森市本町一丁目二の二〇	六・七・二六
国民民主党青森県総支部連合会 (金濱 亨)	代表者	金濱 亨	榛葉 賀津也	六・七・一八
代表者	金濱 亨	金濱 亨	榛葉 賀津也	
会計責任者	金濱 亨	金濱 亨	榛葉 賀津也	

志士未来塾 (西館 弘子)	西館秀雄後援会 (西館 弘子)	西館秀雄同志会 (西館 弘子)	令和クラブ (小泉 靖美)	岡田はなこ後援会 (神 豊)	原子秀夫後援会 (原子 秀夫)	青森県看護連盟 (大鰐 恭子)	日本原燃労働組合 政治連盟 (原 浩輔)	青森県宅建政治連 盟 (齋藤 弘臣)	政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項
代表者	代表者	代表者	会計責任者	会計責任者	代表者	主たる事務 所の所在地	代表者	代表者	代表者	新
西館 弘子	西館 弘子	西館 弘子	丹波 芳弘	太田 将寿	原子 秀夫	青森市安方一丁 目一〇の一六	原 浩輔	中野渡 健一	齋藤 弘臣	
西館 秀雄	西館 秀雄	西館 秀雄	小泉 陽大	赤平 泰衛	久慈 年和	青森市本町一丁 目二の二〇	小坂 一志	齋藤 弘臣	藤林 吉明	旧
六・五・二〇	六・五・二〇	六・五・二〇	五・五・一	六・七・二四	六・七・二九	六・七・二六	六・六・三	六・六・二	令和 六・五・二四	異 年 月 日 動
政党以外の政治団体										
立憲民主党青森県 第3区総支部 (岡田 華子)	自由民主党百石支 部 (川口 弘治)	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者
代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者
神 豊	川口 弘治	川口 弘治	赤平 泰衛	赤平 泰衛	赤平 泰衛	赤平 泰衛	赤平 泰衛	赤平 泰衛	赤平 泰衛	赤平 泰衛
上北郡おいらせ 町下明堂七九の 五〇	上北郡おいらせ 町深沢一丁目七 三の一六三	上北郡おいらせ 町深沢一丁目七 三の一六三	上北郡おいらせ 町深沢一丁目七 三の一六三	上北郡おいらせ 町深沢一丁目七 三の一六三	上北郡おいらせ 町深沢一丁目七 三の一六三	上北郡おいらせ 町深沢一丁目七 三の一六三	上北郡おいらせ 町深沢一丁目七 三の一六三	上北郡おいらせ 町深沢一丁目七 三の一六三	上北郡おいらせ 町深沢一丁目七 三の一六三	上北郡おいらせ 町深沢一丁目七 三の一六三
六・七・二〇	六・七・二〇	六・七・二〇	六・七・二四	六・七・二四	六・七・二四	六・七・二四	六・七・二四	六・七・二四	六・七・二四	六・七・二四

青森県選挙管理委員会告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和六年八月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
西館秀雄同志会	西館 弘子	令和六・七・一
西館秀雄後援会	西館 弘子	六・七・一
志士未来塾	西館 弘子	六・七・一

青森県選挙管理委員会告示第五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和六年八月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定期限
原子 秀夫	青森県議会議員	原子秀夫後援会	上北郡七戸町字森ノ上一七三の四	令和 六・七・二九

青森県選挙管理委員会告示第五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和六年八月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

西館 弘子	資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
	西館秀雄同志会		令和六・五・九

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭